

令和2年7月10日

第37回水俣市農業委員会

第37回水俣市農業委員会

1	開催場所	水俣市役所仮庁舎2階「第二会議室」		
2	開催日時 開会 閉会	令和2年7月10日 9時30分 11時05分		
3	出席委員			
	農業委員	12名	1番 元村 善二 君 2番 松本 公昭 君 3番 松田 時義 君 4番 戸次 治夫 君 5番 田上 哲人 君 6番 森口 信二 君 7番 廣島 康雄 君	8番 山澤 親徳 君 10番 坂本 隆司 君 11番 池田 郁雄 君 12番 田畑 和雄 君 14番 中村 清治 君
	推進委員	12名	15番 向田 博 君 16番 草野 武雄 君 17番 竹下 正治 君 19番 山内 秋光 君 20番 溝口 幸一 君 21番 前島 春美 君	23番 山口 初憲 君 24番 前田 仁 君 25番 渕上 民雄 君 26番 森下 義孝 君 27番 下鶴 信雄 君 28番 古里 一幸 君
4	欠席委員			
	農業委員	2名	9番 苗床 勝美 君	13番 友田 勝久 君
	推進委員	2名	18番 野間 勝 君	22番 坂口 新一 君
5	議事日程			
	第1	議事録署名委員の選出		
	第2	報告事項(1) 農地転用許可後の工事の完了について 報告事項(2) 合意解約通知について 報告事項(3) 農用地利用配分計画の認可について 報告事項(4) 許可不要転用について 議第143号 非農地証明書交付について 議第144号 農地法第4条の許可申請について 議第145号 農地法第5条の許可申請について 議第146号 農用地利用集積計画の申出について 議第147号 農地利用最適化推進委員の候補者について 議第148号 令和2年度水俣市農地賃借料情報の公示について 議第149号 令和2年度田畑売買価格等の決定について 議第150号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について		
6	農業委員会事務局			
	局長	本田 聖治		

局次長	大川 尊
参事	本村 広揮
参事	松原 真樹

議 長 (元村善二君)	<p>それでは、只今より第37回水俣市農業委員会会議を開催いたします。本日の出席農業委員は12名です。欠席委員は、9番苗床委員、13番友田委員です。よって農業委員会等に関する法律第27条3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。</p> <p>本日の署名委員は、11番池田委員、12番田畑委員にお願いします。尚、農地利用最適化推進委員の欠席者は、18番野間委員と、22番坂口委員です。議事に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に、読み上げていただきます。本日は、8番山澤委員にお願いします。</p>
8番委員 (山澤親徳君)	<p>・農業委員会憲章</p> <p>一つ、農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。</p>
議 長	はい、ありがとうございました。続きまして、報告事項について事務局より説明をお願いします。
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>報告事項について、事務局から御説明申し上げます。</p> <p>報告事項(1)農地転用許可後の工事の完了についてでございます。</p> <p>議案書は、1ページになります。1件です。</p> <p>表の左から2列目の会議日に御審議いただき、その後、隣の列の日付で許可を受けた件につきまして、右側から2列目の日付で、工事完了報告書の提出がありました。</p> <p>そこで、右端の事務局確認日におきまして、現地を調査しましたところ、許可内容のとおり工事が完了していましたので、ご報告申し上げます。</p> <p>次に、報告事項(2)合意解約通知について、でございます。</p> <p>議案書は、2ページから5ページになります。6件ございます。</p>

全て、基盤整備に係る農地中間管理事業分であり、基盤整備後に、土地の形状および地番等が、変わりますので、合意契約を行うものです。

2ページをご覧ください。

まず、1番と2番ですが、貸人は、いずれも熊本県農業公社です。1番の借人は、記載のとおりです。

土地の所在は、議案書記載のとおり。

地目は台帳田、現況水田で、面積は、合計で、6,462㎡です。

合意解約日は、記載のとおりで、解約理由は、基盤整備事業の対象地であり、整備後に再契約するため合意解約するものです。場所は、4ページに、記載しております。

次に2番ですが、借人は記載のとおり。

土地の所在は、議案書記載のとおり。

地目は、台帳田、現況水田で、面積は、439㎡です。

合意解約日は記載のとおりで、解約理由は、基盤整備事業の対象地であり、整備後、地主が自作地として管理するため、合意解約するものです、場所は、5ページに記載しております。

次に、3ページをご覧ください。

番号の3番から6番までですが、貸人は記載のとおりで、借人は農業公社です。

まず、3番ですが、先ほど説明しました2番に対応するものです。

土地の所在、地目、面積、解約日、理由は、2番で説明した内容と同じです。

次に4番から6番ですが、こちらも、先ほど説明しました1番に対応するものです。

土地の所在は、4番、5番、6番とも、議案書記載のとおり。

地目、面積、解約日、解約理由は、1番で説明した内容と同じです。

この4番から6番につきましては、後程、議第146号において御審議いただくこととなっております。

次に、報告事項(3)農用地利用配分計画の認可についてでございます。

議案書は、6ページから地図まで含めて、11ページになります、8件ございます。

番号1から8番までの全てが、平成27年2月25日の会議で承認された、農用地利用集積計画に係るもので、それぞれの貸人の土地につきまして、熊本県農業公社が転貸人となり、それぞれの転借人に貸し付けていましたが、5年間の契約期間が

	<p>終期を迎えましたので、改めて更新を行うもので、6月12日付けで熊本県知事の認可がありましたので、御報告申し上げます。</p> <p>土地の所在は、記載のとおりです。</p> <p>現況地目は、全て田で、面積は記載のとおりです。</p> <p>期間は2020年7月1日から2025年4月30日までの4年10か月となっております。</p> <p>利用目的は、全て水田です。</p> <p>利用権の種類は、全て賃借権ですが、1番から6番までが、物納、7番と8番が10a当たり1万円の借り賃となっております。</p> <p>場所は、番号1番から3番までが、8ページ、番号4番から5番が9ページ、番号6番が10ページ、番号7番、8番が11ページに記載しております。</p> <p>次に、報告事項(4)ですが、許可不要転用について、でございます。議案書は、12ページになります。2件でございます。</p> <p>届出人はいずれも議案書記載のとおり。</p> <p>土地の所在は、1番が議案書記載のとおり。</p> <p>地目は、台帳、現況ともに畑で、面積は、4,805㎡の内28,09㎡です。</p> <p>理由につきましては、携帯電話無線基地局建設のためで、施設概要は、コンクリート柱で高さ28.01mでございます。</p> <p>場所は、13ページに記載しております。</p> <p>次に2番ですが、土地の所在、議案書記載のとおり。</p> <p>地目は、台帳畑、現況雑種地で、面積は、1,503㎡の内6㎡です。</p> <p>理由は、周辺地域の良好な携帯電話サービス提供のためで、施設概要は、コンクリート柱、高さ14.9mでございます。</p> <p>場所は、15ページに記載しております土地となっております。</p> <p>以上で、報告事項を終わります。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>報告事項が終わりましたので、只今より、議事に入ります。</p> <p>議第143号、非農地証明書交付について、を議題といたします。</p> <p>関係委員の御説明をお願いします。</p>
10番委員 (坂本隆司君)	<p>はい、議長。</p>

議 長	はい、10番、坂本委員お願いします。
10番委員	<p>おはようございます。議第143号、非農地証明書交付の1番と2番について説明をいたします。</p> <p>1番申請人、土地の所在は、議案書のとおり。 地目台帳畑、現況山林でございます。面積は、9筆合わせまして、2,236㎡、申請地は議案書のとおり。</p> <p>現地調査を、9日昨日ですね、事務局2名と、最適化推進委員の草野さん、私の4名で行ってまいりました。この土地の一筆調査の結果は、数年前から一筆調査の対象外となっております。</p> <p>ここに行く時にはですね、道もなかなか無い所で、雨も降っておいりましたので、途中で車を止めて歩いて行ったわけでございますけれども、杉の木も、大きな杉の木になっておるところでございます。</p> <p>したがいまして、現地調査の結果、第2条には該当しませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、2番を説明いたします。</p> <p>申請人、議案書記載のとおり。11筆ございます。 地目台帳は、畑でございます。現況は後で説明します。 現況は一筆調査によって説明したいと思います。</p> <p>1番がB、2番がこれは、あの耕作になっておりましたけど、昨日の現地調査の結果、Aでございます。3番目がA、4番目がA、5番目がB、6番目がA、7番から10番までが、柑橘、ミカンとか栽培されております。</p> <p>11番これも、耕作になっておりましたけれども、現地調査で見たところB、原野になっておりました。調査漏れで、申し訳なく思っております。</p> <p>面積は11筆合わせまして、12,395㎡でございます。 この土地は、3条で、平成31年から令和元年にここで申請がされている所でございます。</p> <p>申請地は、議案書記載のとおり。 どうか御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	はい、ありがとうございました。それでは、一緒に調査を行った委員から、補足説明をお願いします。
16番委員 (草野武雄君)	はい、議長。

議 長	はい、草野委員。
16番委員	現地調査、雨上がりで道路も無い所を入れて戻ってきたのですが、私達年寄りには、これ以上行けないということで、途中で、ここで、待っとくと、いうぐらいのところの荒地で、上の方も、1回、前の時に見ているもんですから、非農地にしてもらって、山ですので、間違いなく非農地だということで、帰ってきました。そういう状況でした。
議 長	今のは1番の方ですか。
16番委員	1番。
議 長	はい、1番だそうです。 2番の方については、はい松田委員。
3番委員 (松田時義君)	2番について説明します。ほとんどは、もう山林です。そして耕作放棄地もありました。先ほどの説明で、一部みかんの木があるということだったですけども、売物にならない、中は空洞で、もうあれは、収穫しても1円にもならないような、みかん山の状況でした。 以上です。
議 長	はい、ありがとうございます。関係委員より詳しく説明がありました。御質疑、御意見は、ございませんか。
3番委員	質問があります。
議 長	はい、3番松田委員。
3番委員	1番について質問いたします。ここは、地積調査で、1回非農地となっているわけです。そしてあの土地所有者も、不明ではないかなと思うんですけども、こういう土地をですね、私の担当する区にもいっぱいありますけど、売ったり買ったりとか、あるいは、所有権移転が、出来るのかどうか事務局にお尋ねしたいと思います。
事務局	土地に関しましては、売ったり買ったりの所有権移転は、出来るものと思います。しかしながら、筆界未定の土地なので、売った後にどうすることもできないとかですね、そういった感

	<p>じで基本的には、所有権移転とかは、なされないのが現状なのかなと思います。今回の非農地に関しては、筆界未定の土地になっていますので、その回り全体が、農地ではない状況になっていないと、中の一つ一つを特定することができませんので、全体を、非農地というような判断で、その中の土地を非農地というような形で、今回判断をしております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>はい、松田さん、いいですか。他に御質問は、ございませんか。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御質疑、御異議もないようですので、議第143号、非農地証明書交付については、交付してよろしいですか</p>
	<p>(異議なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御異議もないようですので、議第143号、非農地証明書交付につきましては、農地法第2条第1項の農地に該当しないため、証明書を交付することに決定します。</p>
議 長	<p>次に移ります。</p> <p>議第144号、農地法第4条の許可申請について、を議題といたします。関係委員の御説明をお願いします。</p>
10番委員	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、10番坂本委員。</p>
10番委員	<p>農地法第4条の許可申請の1番と2番について御説明いたします。</p> <p>1番申請人、議案書記載のとおり。</p> <p>土地の所在、議案書のとおり。</p> <p>台帳畑、現況休耕地でございます。</p> <p>面積が2筆合わせまして、560㎡です。</p> <p>転用目的、申請地は、議案書記載のとおり。</p> <p>現地調査を、昨日事務局2名、草野委員、私の4名で行ってまいりました。</p> <p>ここは、南九州西回りの高速道路にかかったために、移転先</p>

	<p>として、当該申請地に、家を造ることになっております。配置図は、28ページでございます。面積としましては、560㎡、60㎡程オーバーしておりますけど、法面を66㎡としてありますので、おおむね500㎡以内に収まっているところでございます。排水とかは、雨水は、道に側溝がございますので、なんら問題ないと思います。登り口もちょっと上の方からスロープになって、登っていく所もでございます。上の方はですね、隣の方が、急傾斜地でかかっておりますけど、ここは、見たところそこまで、急傾斜地になっていない、家の方はなっていないのかなと判断してきました。従いまして現地調査の結果、農地法第4条の転用に係る許可基準により個人住宅を建築しても問題ないと判断してまいりましたので、ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p> <p>続きまして2番目。</p> <p>申請人、土地の所在は、議案書記載のとおり。</p> <p>台帳現況共に畑でございます。2筆合わせまして、72㎡です。</p> <p>転用目的、施設概要は、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>この土地は、昭和55年に宅地に転用されております。今回あの、新築をするにあたりまして、道がないと建築許可が出ませんので、まず道を申請して、宅地許可をしないとできないそうですので、そのための今回の転用でございます。したがって、現地調査の結果、農地法第4条の転用許可に係る基準より、道を作ってもなんら問題ないと判断してまいりましたので、ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>今の件について、一緒に現地調査を行った委員から補足説明があればお願ひします。</p>
	(なしと言うものあり)
議 長	<p>関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。</p>
	(なしと言うものあり)
議 長	<p>御質疑、御異議もないようですので、議第144号、農地法第4条の許可申請については、本会の意見として、許可相当と判断し、決定してよろしいですか。</p>

	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御異議もないようですので、議第144号、農地法第4条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、本会の意見として、許可相当と決定いたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第145号、農地法第5条の許可申請について、関係委員の説明をお願いします。</p>
10番委員	はい、議長。
議 長	はい、10番坂本委員。
10番委員	<p>農地法第5条の許可申請の1番と2番についてご説明いたします。</p> <p>1番譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおり。地目台帳、田でございます。現況は耕作放棄地でございます。面積が、2筆合わせまして、657㎡です。</p> <p>利用目的、施設の概要、資金は記載のとおりでございます。申請地は、議案書記載のとおり。</p> <p>現地調査を昨日行って、事務局2名と草野委員と私の4名で行ってまいりました。こちら辺は、この下の方も現在、太陽光で、この上の方が、こちら辺全部太陽光の施設になってしまうのかなと思っております。</p> <p>従いまして、現地調査の結果、農地法第5条の転用に係る基準により、太陽光発電施設を設置しても、なんら問題ないと判断してまいりましたので、ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>続きまして、2番。譲渡人、譲受人、議案書記載のとおり。土地の所在、2筆ございます。議案書記載のとおり。</p> <p>地目台帳共に田、現況は、耕作放棄地でございます。面積は2筆合わせまして、1,090㎡です。これも同じく、利用目的は太陽光でございます。</p> <p>申請地は、議案書記載のとおり。</p> <p>現地調査を、昨日より事務局2名と、草野委員、私の4名で行ってまいりました。現在ここは、2、3年前から、田んぼを作っていないような状況でございます。</p> <p>隣近所にも太陽光を設置しても、問題ないと判断してまいりましたので、現地調査の結果、農地法第5条転用に係る許可基準により、太陽光発電施設を設置しても問題ないと判断してまいりましたので、御審議の程、よろしく申し上げます。</p>

議 長	はい、ありがとうございました。一緒に行かれた委員からの補足説明があればお願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが御質疑、御意見はありませんか。 はい、3番松田委員。
3番委員	この電力会社はですね、申請図を見てみると、素掘りで自然浸透としてありますけども、今までは例えば、ため池を作ったりとか、あるいは川に流すという方法だったんですけども、素掘り自然浸透とはどんな風にされるのか聞きたいと思います。
議 長	はい、事務局。
事務局	事務局です。素掘りっていうのは、きちんとした側溝をいれなくて、ただ地面をコンボみたいなので、削って水路を作ると、そんな形かと思います。
3番委員	それが一杯になったらどうなりますか。
事務局	基本的には自然浸透、近くが田んぼですので、流れてくれる形になると思います。
3番委員	農地には影響がないという事ですかね。
10番委員	田んぼですので、排水は抜けるようになっている。
議 長	他に何か御質問はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御異議もないようですので、議第145号、農地法第5条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可相当と判断し、本会の意見として、決定してもよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)

議 長	<p>御異議もないようですので、議第145号、農地法第5条の許可申請については、本会の意見として、許可相当と決定致します。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第146号、農用地利用集積計画の申し出について、議第146号を議題といたします。関係委員の説明をお願いします。</p>
2番委員 (松本公昭君)	はい、議長。
議 長	はい、2番松本委員。
2番委員	<p>おはようございます。議第146号、農用地利用集積計画の申し出について、1番を説明いたします。</p> <p>貸人、土地の所在、議案書記載のとおり。</p> <p>地目は台帳、現況とも畑です。面積が1,471㎡。</p> <p>始期終期は令和2年9月1日から令和7年8月31日までの5年間、利用目的は玉葱です。</p> <p>借賃は、10aあたり10,000円、利用権の種類が賃借権、借り人は、議案書記載のとおり。</p> <p>経営面積は、記載の通りで、場所は39ページです。</p> <p>借人は、以前はお茶農家でしたが、現在はお茶は人に任せて、現在は、玉葱農家として頑張っておられます。貸人に電話で確認をしたところ、5年間貸してもいいという事でした。現地を見てみましたが、綺麗に耕されており、申し分ないと思います。下限面積も40a以上ありますので、何ら問題はないと思われまます。以上ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまますので、よろしく御審議の程お願い致します。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。次、2、3、4をお願いします。</p> <p>14番中村委員。</p>
14番委員 (中村清治君)	<p>おはようございます。農用地利用集積計画の申し出についての、2、3、4について説明いたします。</p> <p>貸人、議案書のとおり。</p> <p>土地の所在、議案書記載のとおり。仮の地番です。</p> <p>地目は台帳田、現況水田でございます。面積は1,605㎡。</p> <p>3番が、貸人、議案書のとおり。</p> <p>土地の所在は、議案書記載のとおり。仮地番となっております。</p>

	<p>す。</p> <p>地目は台帳田、現況は水田でございます。面積は2, 019 m²。</p> <p>もう一筆、4番目が、議案書記載のとおり。</p> <p>土地の所在は議案書のとおり、仮地番です。</p> <p>地目は田、現況は水田になっております。</p> <p>面積が571 m²。始期終期は令和2年9月1日から令和12年8月31日の10年となっております。</p> <p>利用目的は水田、借賃は1番が全体で20,000円、3番が全体で玄米120kg、4番が全体で玄米が110kgとなっております。</p> <p>利用権の種類は賃借権でございます。</p> <p>借人は、議案書記載のとおり。</p> <p>これは、農地中間管理機構による事業で、場所は40ページにあります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。担当地区の推進委員から、補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>関係委員より詳しく説明がありましたが御質疑、御意見はございませんか。</p> <p>はい、池田委員。</p>
11番委員 (池田郁雄君)	<p>2、3、4の土地の仮地番となっていますけども、これはどうゆう意味ですか</p>
議 長	<p>これはまだ地番が、決定しとらんとですよ。基盤整備したときに出るやつです。登記がまだできとらんとですよ。一年くらいかかるとですよ。</p>
事務局	<p>すみません事務局です。</p> <p>今、土地改良事業を実施中で、現地は整備済みで、きちんとした区画になっております。区画に仮地番として付けられてまして、登記上はまだ、前の地番で残っておりますが、現在の状況としては仮地番で管理されている状況です。今も田んぼとして利用ができる状況なんで、一時利用地というような形で、その地番で貸し借りをして最終的にはきちんと測量をして、面積を確定させて登記をして登記をするときにまた、きちんとした地番で登記をするという形で事業が完了するという事になります。今は途中の段階ですので、仮地番と。</p>

1 4 番委員	あのですね、圃場が全部終わってから登記する。だから今ここが仮登記、仮地番です。工事できとっとですけど、登記の途中です。
1 1 番委員	登記するまでの地番。
1 4 番委員	はい。
議 長	はい、1 0 番坂本委員。
1 0 番委員	1 番ですね。1 番はですね、いろいろ問題が多い。
議 長	はい、田畑さん。
1 2 番委員 (田畑和雄君)	<p>ここの2、3、4の件ですが、借賃はお互いで0円でも10円でもいいわけですが、中に入って質問したいと思いますが、基準はどのように決めるのだろうかと思ひながら。</p> <p>面積でもなかごたっしな。お互いのやり取りで決めとっとでしょうけど、例えばこの3人の内、自分とこはいくらと知った時には、どう思われるのかなと、色々思うわけです。</p> <p>全部近くの所を借りとらすけんですね、それをお互い、あなたのところは幾らと言って、知ったときが、どう思われるのかなと、単なる質問ですが。</p> <p>いかがですか。</p>
2 番委員	多分、あの面積も確定してないと思うんですよ。登記する前の測量が済まないとですね。
3 番委員	借り人が、県の農業公社となっておるわけですね、例えば10aあたり10,000円とか、はっきり基準を決めたほうがですね、借りる方も貸す方もいいと思います。高く貸せば儲かるような感じがするですね。やっぱ、基準を決めてほしいなと思います。それで、申請書が出たときに、基準はこうですよと、すればいいんじゃないかなと思いますけども。
事務局	今日の議題の方でもあるんですけども、賃借料の公表ということで、一応、参考となる、基準となる金額っていうのはですね、ある程度、示しているのかなと思うんですけど。最終的にはやっぱり双方で折り合い付けて、その金額になるかなってところで、そこを農業委員会のほうからいうのは違うのかなと思います。

8 番委員	<p>現況はですね、草も生えてですね。草刈りもしないといかん。5, 000円くらいなら良いですと言うところもあるし。県との話合い。</p> <p>私も立会したことあるんですが、県の方もいくらかすりゃよかですかねって聞いてくつとですよ。借り人と話し合っ決めて、このくらいでと報告するとですよ。その通りできるんですよ、県の方も。</p>
議 長	はい、田畑さん。
1 2 番委員	<p>いろいろ事情はわかっと思いますが、この中に農業公社が入ってる以上はですね、やっぱりちゃんと基準を決めて。全部、どうのこうの言っても隣同士じゃなかですか。もめだす一因ですもん、どうしたっちゃ。もうほとんど場所的にも変わらんし、基盤整備してる場所も変わらんし、なんかこう、スカッとせんという気持ちですが。</p>
議 長	はい、中村委員。
1 4 番委員	<p>4番はですね、自分のところでもんね。一応、中間管理機構が間に入っています、集積率は高めって感じですね。下もそうゆう事だと思います。</p>
議 長	<p>はい、他にありませんか。他にご質問はありませんか。</p> <p>ないようですので、議第146号、農用地利用集積計画の申し出については、承認してよろしいですか。</p>
	(異議なしというものあり)
議 長	<p>御異議もないようですので、議第146号、農用地集積計画の申し出については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第147号、農地利用最適化推進委員の候補者の選考について、を議題といたします。</p> <p>尚、この案件の候補者である池田委員は、議事に参与することはできませんので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、池田委員の退場をお願いいたします。</p>

	(池田委員 退場) 10時25分
議長	この案件につきましては、6月30日に選考委員会を開催し、事前に候補者を選定しております。選考過程、選考内容について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議長。
議長	はい、事務局。
事務局次長	<p>議第147号、農地利用最適化推進委員の候補者について御説明いたします。</p> <p>先程もございましたが、6月30日(火)水俣市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を開催しました。最初に、農地利用最適化推進委員の法的要件として、欠格条項がございますが、該当する方はいらっしゃいませんで、法的要件は、全員クリアしていたことを事務局から報告を致しました。</p> <p>次に、農業委員会農地利用最適化推進委員評価要領の説明を事務局から行い、了承されました。</p> <p>なお、農業委員、推進委員、双方の候補者となっていた方で、農業委員に選任された方については今回、除外をさせていただきました。</p> <p>次に、候補者の評価についてですが、まず、推進委員候補者の地域割りの方を実施しました。農地利用最適化の推進業務につきましては、農業委員も同様に活動を行っていくこととしているため、既に決定いたしました、農業委員の地域と重複しないよう地域バランスをまず、重視いたしました。</p> <p>次に、客観的な評価と、総合的な評価におきまして、主観的な評価を加えた上で、合議により総合的に推進委員候補者を選考いたしました。</p> <p>選考結果は、表をご覧ください。</p> <p>水俣市内の地域の各委員の対応等をですね、検討したうえで決定をしたところでございます。</p> <p>議審議のほど、宜しくお願い致します。以上です。</p>
議長	<p>事務局から説明がありましたとおり、農地利用最適化推進委員候補者を選考いたしました。候補者についてこれより審議に入りたいと思います。</p> <p>何か、御質疑はございませんか。何かありましたらお願いします。</p>
	(なしと言うものあり)

議 長	議質疑、御異議もないようですので、議第147号、農地利用最適化推進委員の候補者を、本案のとおり決定してもよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第147号、農地利用最適化推進委員の候補を、本案のとおり決定いたします。 尚、候補者については、7月20日の第1回会議において、新たな農業委員会が委嘱するということになりますので、申し添えます。 池田委員の入場を認めます。
	(池田委員 入場) 10時33分
議 長	次に移ります。 議第148号、令和2年度水俣市農地賃借料の公示について、を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事務局次長	はい、議長。 議第148号、令和2年度水俣市農地賃借料情報の公示について、説明させていただきます。 平成31年1月から、令和元年12月までに締結された農地の10a当たりの賃借料水準、つまり実勢の賃借料を集計して、貸し借りの目安を算出しております。これは、農地法第52条の規定によりまして、農業委員会において、農地の賃借等の動向を収集、整理し、提供することが求められているため、公示を行おうとするものです。その内容につきましては、田、畑、樹園地に分けて、田にあっては、さらに、市街地、圃場整備済み区域であるA地区及びその他の区域であるB地区に分けて、集計をしております。 物納におきましては、60kgあたり13,000円として換算いたしております。その結果、田(A地区)、田(B地区)、畑、樹園地について、それぞれの表の右欄に記載したデータ数から、平均値、最高額、最低額を求めています。 金額につきましては、それぞれの表を御確認ください。 なお、平均値にあっては、100円未満を切り捨てて表示しております。 また、今年度公示分を含めまして、5か年分の推移につきましては、下表、賃借料の推移のとおりとなっております。 なお、集計する際にですね、異常に高額なもの、及び異常に低額のものにつきましては、全体から除いた上で、集計しているところでございます。 つきましては、この表により公示を行おうと思っておりますが、先程もありましたとおり、こちらはですね、参考資料とい

	う形になっております。御審議、御承認をお願いいたします。以上です。
議 長	はい、ありがとうございます。只今、事務局より説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。 はい、10番坂本委員。
10番委員	146号で集積の方がありまして、久木野の方が載っておりますけど、これ出てきて静観してみましたら、2番と3番はこれにあつとる。
議 長	はい、他にはありませんか、ご質問は。 はい、田畑委員。
12番委員	ここに水田の部、畑の部、樹園地の部とありますが、その中に平均、最高、最低とありますが、その中で平均額を出してしまうと最高額が薄れてしまう。平均額は、あんまり、いらんとではなかですかね。最高額と最低額で。平均額にすれば、最高額の方がえらい高くなって、いろいろ取り方もあるでしょうから。例えば、他の所も0円という所も結構あつとですから。 その中で、0円は出てこずに、平均額にすれば、全く平均額が0円というのは、借賃が出てこない所もありますから、平均額というのは、いるとですかね。
議 長	はい、事務局。
事務局	はい、事務局ですけれども、おっしゃる通りですね、この平均額の方を出さなければならないのかは、あくまでも任意なのか、というところが、すみません、ちょっと勉強不足ですねこちらの部分も答えられてませんので、確認した上でですね、平均額を出さなければならないのかどうか、改めて確認したいと思います。
議 長	はい、10番 坂本委員。
10番委員	久木野の方も、圃場整備区域が、Aランクで最高額になっておつて、区画整備してない久木野あたりは、平均をとらないといかんとじゃないですか。
議 長	B地区ですね。
12番委員	それはわかっていますけど、0があるけんですたい。
10番委員	それは賃借料で、貸借は別ですもん。

議 長	0は、使用貸借。金額の出てるのは賃貸借。 平均がないとですね。
8 番委員	<p>実はですね、26区越小場ですけど、平成6年から水俣市で最初に整備したところなんですよ。</p> <p>そこを圃場整備を、代表でやってきたんですけど、一時、利用権とのあれが高かったんですよ。それは利子で払わないかんからきつい、借り人の人にそれは配って貰おうということで、代表で決めて、一時払った賃金は下がってきていますけど、そうゆうことですね。</p> <p>今は、1区間が10,000円、A地区で、圃場整備したところが、だいたい水田ですね、畑の場合は5,000円、そうゆうやり方で話は付けてきました。</p>
12 番委員	<p>賃借権で、それはわかります。ただですね、私が言いたいのは、何らかのいろんな条件で賃借権は消えるという事ですよ。</p> <p>その中で平均金額は、いらないのではないかと思いますよ。</p> <p>平均をとっていくと、何らかの事情があるから畑の事情、その周りの環境の問題もあるけん、高いのもあるし安いのもある、その中でお互いに決める訳ですから、平均ばとっとけば、平均でいきましょでそれで済めばよかですが。</p> <p>道もなかところはそういう訳にはいかんとですから、なんでもないことですが、平均値は私はいらない思います。</p> <p>最高、最低で決めれば。</p>
議 長	はい、事務局。
事務局	<p>はい、事務局ですけれども、先程も言ったように平均額を出すか出さないかについては、もう一度、確認したいと思いますが、最高額、最低額ございますけども、いろんな御事情があるなかで金銭の方の設定はされていかれると思います。その際に、こちらの参考としてですね、これだけの数字の金額の幅があるといった所で実際に契約の際にですね、参考にしていただける数値になればというふうに思います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>はい。参考にしてくださいという事です。</p> <p>はい、10番、坂本委員。</p>
10 番委員	<p>相談を受けたときに、どのくらいかそこらへんを、言うてやらんといかんもんですから。最低がこれだけ、最高がこれだけですよという事で、後は自分たちのあれで決められるわけですけども、そこらへんを、設けとった方がいいのかなと思うんですけども。</p>

議 長	あんまり最高額を言えば、そっちの方が良いと言われる可能性もあるもんでな。平均これくらいですよと言うのが、あたりまえでしょう。
10番委員	だいたい金額で言えば、10,000円。
議 長	他にありませんか。他にはないようですので。 それでは、令和2年度水俣市農地賃借料の公示について、本案のとおり決定してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御意見もないようですので、議第148号令和2年度水俣市農地賃借料の公示について、本案のとおり決定いたします。 次に移ります。 議第149号、令和2年度田畑売買価格等の決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局次長	議第149号「令和2年度田畑売買価格等の決定について」の説明をさせていただきます。議案は、48ページ、49ページをご覧ください。 まず、順に説明をさせていただきます。まず、1番の目的からです。田畑の売買価格等については、毎年、全国農業会議所と都道府県農業会議が、田畑売買価格の動向等を把握し、農業政策の立案のための資料とするために実施をしています。 調査方法は、昭和25年1月1日当時の市町村を調査対象区域とし、都市計画法の線引きの有無、農振法による区分等を調査した上で、「中(程度)の田」及び「中(程度)の畑」並びに「樹園地」が調査対象となっております。つまり、自治体内部で、平均的な田畑が、どの位の価格(又は価格帯)で取り引きされるのが妥当か、農業委員会が見解をまとめるというものです。 2番、本市の対応ですが、水俣市におきましては、調査要領により、昭和25年当時の市町村である「水俣市」と「久木野村」を対象に、「田畑をそれぞれ上中下の3区分」で選定した102筆の農地について、税務課固定資産評価額の推移を調査をしているところです。今回の調査につきましては、表の中ほどの3調査概要に記載していますが、全てにおいて固定資産税評価額は横ばい(据え置き)となっております。そこで、農業委員会におきましては、売買価格案のとおり、水俣市と久木野

	<p>村それぞれの田、畑の上中下、水俣市の果樹園さらに水俣市の田畑の農用地区域内の中の価格を、昨年度と同額のまま、参考数値としての売買価格（推定価格）として、御了解を得て公表したいと考えております。</p> <p>基本的に昨年度と変更は行っておりません。以上でございます。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。事務局より説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。</p>
	<p>（なしと言うものあり）</p>
議 長	<p>前年のままという事ですのであまり変更はなっていないってことです。</p> <p>それでは、御質疑、御意見もないようですので、令和2年度田畑売買価格等の決定について、本案のとおり決定してもよろしいですか。</p>
	<p>（異議なしと言うものあり）</p>
議 長	<p>御意見もないようですので、議第149号、令和2年度田畑売買価格等の決定については、本会の意見として決定いたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第150号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局次長	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局次長。</p>
事務局次長	<p>議第150号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、ご説明いたします。議案書は、51ページをご覧ください。主なものについてのみ、順に説明させていただきます。</p> <p>まず、51ページのⅠ「農業委員会の状況」につきましては、農林業センサス及び現状を基に記載するようになっております。</p> <p>中段の表の上から3番目、遊休農地面積については、現状の数値でございますが、農林業センサスを使用した項目につきましては、直近が平成27年2月1日基準日の数値となりますので、御承知ください。</p> <p>次に、52ページのⅡ「担い手への農地の利用集積・集約化」につきましては、その中の、1現状及び課題の、現状ですが、こ</p>

	<p>れまで、管内の農地930haのうち216.4haが集積化されており、この表にはありませんが、昨年度、約17.7haが新規に集積されております。</p> <p>2の令和2年度の目標及び活動計画は昨年度と同じく、280haを目標としております。</p> <p>活動計画として、前年度の意向調査を基に、農地中間管理事業等の制度内容の周知や委員による斡旋を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>次に、Ⅲ「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」につきまして、1現状及び課題ですが、表の右端、令和元年度新規参入者数実績として、2経営体の参入となっております。</p> <p>直近3年間は、毎年2経営体の参入がっておりますので、2、令和2年度の目標及び活動計画の目標も例年どおり、2経営体として、農林水産課、JAと連携し、集落への説明会等で周知を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>次に、53ページのⅣ「遊休農地に関する措置」につきましては、1番の現状及び課題として、表中央の214haの遊休農地について、2番、令和2年度の目標及び活動計画として、面積で15haの減少を目標に取り組みたいと考えております。</p> <p>活動計画としましては、8月以後、農地利用意向調査を行い、農地中間管理事業の活用へつなげていきたいと考えております。</p> <p>最後に、Ⅴ「違反転用への適正な対応」につきましては、現状では、違反転用の実例はございませんでした。しかし、いつ発生するかもしれませんので、委員の皆様には、目配りをお願いしたいと考えております。</p> <p>55ページ以降につきましては、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価でございます。これは、実績になります。概ね、法定に沿って、支障無く実施されておりますので、会議後に御確認いただければと思います。</p> <p>以上、目標等につきまして御説明のとおりです。この目標等につきましては、農業委員会等に関する法律第37条の規定によりまして、農業委員会は、その事務の実施状況を公表することとされておりますので、今後、ホームページ等での公表等を行う予定でございます。御審議、御承認のほど、宜しくお願い致します。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>只今、事務局より説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。</p>
議 長	はい、10番坂本委員。
10番委員	今、非常に水俣は荒れて、原野とかたくさんあるわけですね

	<p>ど、今日も出ましたように、なかなかこう先に進まない。</p> <p>森林山村多面的機能発揮対策交付金、これは筍もですけど、櫨の木も筍も農地でできるわけですけど、補助金をもってこないと中々こう、先に進まない訳ですので、今後はやっぱり櫨が水俣市も特産化を目指しておりますので、櫨とかも伐採するのに補助金とかもいって、その補助は3年、6年あるようにいっておりましたので、農地に広がっていくのではないだろうかと思いますので、他の作物で収益になるものは、現在、水俣では見つからないわけですので、筍とか農薬をかけなくてもいいですので、草払いだけでいいですので、土地の目標達成もできると思いますので、よろしくお願いします。</p>
議 長	はい、本田局長。
事務局局長	<p>すみません、今、坂本委員のほうから出ました、私の方から紹介をしておきたいと思います。今、水俣市のほうがですね、櫨がですね、生息はしてて、ただもう荒地になってる櫨山が多いということで、櫨の実を出荷するんですが、まだまだ出してくれということで、メーカーのほうから言われてるんですが、中々現状が追い付いてないということと、あと、櫨の方々も高齢化をされている状況だと。で、水俣市の方もですね、議会で公言したとおり、櫨振興で力を入れていきたいということで、まず荒廃している櫨について、きれいに櫨林を整備して、櫨の実をちぎれるようにする支援をしたいということで、櫨の生産者で、任意組合を作ってくださいですね、任意組合のほうで3年間、県の補助事業で整備費用に対して、定額補助がくるような仕組みがございますので、それを活用して整備することで、櫨の生産量も増やせるし、猪の住処とか解消できるので、農林としては櫨については、さらに振興していきたいということで、本腰据えていきたいと思います。</p> <p>それと筍、これもですね、同じく組合作って頑張ってもらってまして、これも農協のほうに部会もできたしですね、どんどんこれも振興していきたいと思います。そうゆうことで、農地が荒れないようにですね、頑張っていきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。他にありませんか。</p> <p>はい、松田さん。</p>
3 番委員	<p>遊休農地に関することですが、農業新聞によりますと、秋田県のある農業委員会が、遊休農地に蕨を据えたんですね。そうしたところが、非常に収入が良かったそうです。水俣市も、水俣市の気候を利用した、遊休農地対策として、何か作物を導入したらと思ったんですけど。秋田のある農業委員会の所は、道の駅で蕨を販売したり、奥さん達は蕨を取ってきたりとか、</p>

	<p>農業新聞に書いてありました。これは素晴らしいなと思ったんですけど、水俣も蘘とかありますけども、もっと目を広げてですね、収入を増やす蕨はどうだろうかと思って、私も蕨を植えてみました。だけど、植え方が悪かったもんですから、全部駄目でした。</p> <p>何種類かありますが、一番いいのは、長島の蕨です。非常に美味しい、柔らかい、そんなのを考えたらと思っています。以上です。</p>
議 長	蕨には、猪はこんとですか。
3 番委員	来ません。
議 長	<p>他にはありませんか。</p> <p>はい、山澤さん。</p>
7 番委員	<p>今、筍の事が出まして、非常に竹で頑張ってもらっているんですけど、その竹山を管理するのに、竹がもう、処分に困っているんですね、皆さん、竹を刈ってくれる所、ないやろかと。</p> <p>私が調べたところ、大学生がですね、チップをですね、20枚重ねてそれをモーターつけて回転して、それを小さく粉にして、それを牛の飼料とか、ふりかけとかにすればいいって載ってたんですけど、中々この、竹の資料は少ない、木材はどんどん消えていくんですけど、これをちょっと考えてもらいたいですけど。</p> <p>以上です。</p>
	<p>竹は出水に持っていったら買ってくれる。</p> <p>(複数の声)</p>
議 長	<p>他にはありませんか。</p> <p>はい、竹下委員。</p>
17 番委員 (竹下正治君)	その形でできるやつで、スギナですね。つくしの。今、久木野のほうの年寄りの人達は、出荷されてるそうです。スギナを乾燥させて、それをJAでも引き取って販売されてるらしいです。
議 長	<p>他には何かありませんか。</p> <p>それでは、御質疑、御意見もないようですので、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、本案のとおり決定してよろしいですか。</p>
	(異議なしと言うものあり)

議 長	<p>それでは、御意見もないようですので、議第150号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、本案のとおり決定いたします。</p> <p>これもちまして、全提出議案の審議が終わりましたので、第37回水俣市農業委員会会議を終了します。</p>
-----	--

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員